

狛江市長

高 橋 都 彦 様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）

平成 24 年 4 月 27 日付け狛企政発第 100078 号にて狛江市長より諮問のあった「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

平成 24 年 12 月 14 日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会 長	萩 原 なつ子
副会長	飯 田 一 昭
委 員	石 田 寿 彦
委 員	和 泉 望
委 員	内 海 貴 美
委 員	江 尻 京 子
委 員	大 塚 隆 人
委 員	椎 野 修 平
委 員	鈴 木 達 雄
委 員	平 美 和
委 員	羽田野 英 博
委 員	松 崎 茂
委 員	松 崎 学
委 員	宮 谷 敏 江
委 員	保 井 美 樹

市民参加と市民協働の実施状況（平成 23 年度）に関する総合的評価

【第一章 総合的評価について】

狛江市（以下「市」という。）では、平成 15 年 4 月に施行された「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」（以下「基本条例」という。）に基づき、毎年度、様々な市民参加手続きが行われ、また、市民協働事業が実施されている。

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）は、平成 23 年度、市長より下記の事項についての諮問を受け、調査及び審議を行った。

- （１）市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施
- （２）市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- （３）市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項
- （４）この条例の改正に関する事項

これは、基本条例第 30 条第 2 項各号の規定に基づくものである。（１）総合的評価は、市民参加と市民協働の実施状況について実施の翌年度にこれを総合的に評価し、現状分析による課題抽出とこれらの課題解決に向けた方策等を提言としてまとめたものである

＜参考＞基本条例第 30 条

（審議会の設置）

第 30 条 この条例による市民参加と市民協働の推進を実効あるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。

- （１）市民参加と市民協働に関する指針の検討
- （２）市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施
- （３）市民参加と市民協働の推進の検討と改善
- （４）市民参加の手続きの方法及び市民協働事業の提案に関する事項
- （５）この条例の改正又は廃止に関する事項

3 審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べることができる

本総合的評価の第一章では、平成 23 年度の市民参加と市民協働に係る全般及び当該年度中の動き等について広く記述し、第二章では市民参加について、第三章では市民協働についてそれぞれ評価の詳細を記述する。また、第四章では前 3 章の記述を踏まえ市民参加と市民協働についての現在の課題とこれに対する今後の対策及び改善方法等について記述することとする。

なお、平成 23 年度に特筆すべき事項として、基本条例第 6 条第 2 項に基づく市民参加手続

きの方法提案について、平成 19 年 4 月の制度導入以降初めて 1 件の提案（旧狛江第七小学校跡地利用※ 1）があった。経過等については別途記述するが、冒頭で触れることとしたい。

基本条例第 27 条第 2 項に基づく市民協働事業提案については前年度と同様 1 件の提案があった（狛江にプレーパークをつくる会）。いずれも諮問事項（3）の対応として昨年度審議会において既に審査され、結果については別途答申が出されている。

さらに、諮問事項（4）の対応として平成 23 年度は翌年度に施行後 10 年目を迎える基本条例について、これまでの条例の運用状況や市民参加と市民協働の到達点などを踏まえこれを見直すため、前年度の中間答申に続き、11 回の審議会のほかに条例改正分科会を 10 回、市民フォーラム（参加市民：32 名）、ワークショップ（参加市民：10 名）を各 1 回ずつ開催し、また、パブリックコメント（提出意見：1 人から 2 件）も実施するなど積極的に市民参加の手続きを実施し議論を深め、年度末に基本条例の改正に関する事項について別途答申（以下「基本条例改正答申」という。）した。これに関しては、今後、市において条例改正案についての最終的な判断がされることとなっている。

※ 1 旧狛江第七小学校跡地利用

狛江市西野川四丁目にある「旧狛江第七小学校跡地利用」について、平成 19 年 4 月 1 日以降初めて提出された市民参加手続きの方法提案であった。市民参加手続きの方法提案は、基本条例施行規則第 2 条第 1 項で 30 人以上の賛同者の署名が規定されているが、この事例では 117 人の署名が集まり、市民の関心の高さが伺えた。

これだけの関心を集めた事例であるということは、行政への不満の表れであることは否めないが、初めてこの制度が利用されたという意味では、この制度の意義を評価しうる事例であった。そうした意味でこの提案は市民参加に関する評価の重みを持っている。

昨年度答申済ではあるが、章末に概要を略述する。

◎審議会における総合的評価の方法等について

平成 23 年度の市民参加と市民協働の実施状況の評価するにあたり、事務局である政策室協働調整担当では「市民参加の実施状況調査」、「公募市民委員アンケート」、「市民協働事業評価アンケート」及び「市民協働事業概要調査」を実施し、また、審議会でも「新しい風補助金事業報告会と選考会」、「市民協働事業提案制度報告会と審査会」及び「参加と協働推進市民フォーラム」に審議会委員が出席し、これらを総括すべく審議を行った。公募市民委員アンケートや市民協働事業評価アンケートでは、公募市民委員、関係団体及び行政担当課に協力を仰ぎ、アンケート内容等についても前年度の審議会での議論を踏まえ一部見直しを行ったうえで実施するなど、より詳細に意見集約するための工夫も見られた。各アンケートについてはこれまで実施回数を重ねて定着してきたこともあり、特に市民協働事業評価アンケート実施団体については、事業終了後に団体と行政との意見交換を行うことで次年度以降の取

組の改善に向けた活用がされていると言える。

一方で、アンケート実施方法等については今後も審議会においても議論し、事務局である政策室協働調整担当も含め、より効果的なものとするよう不断の見直しが必要である。

◎市民参加について（概要）

市民参加に関して、平成 23 年度は諮問事案等が公表された割合が前年度よりも 18 ポイント増加している。引き続き広く情報を公表することが求められる。

会議録の公表とその時期については、全会議のうち 95%が公表され、そのうちの一部は期間内に公表ができていない。審議会等の開催予定の公表についても、35%が一部公表できなかったもしくは公表しなかったという結果であり、公表できなかった事案については、その理由を公開するべきと考える。

パブリックコメントは平成 18 年度以降で最も多く行われ、フォーラムや市民説明会などの市民参加の実施については前年度の 2 倍の増加であった。各年度ごとの重要課題の有無によっても件数は増減するであろうが、市民が求めた時にそれに応える市の体制は確立されているように思われる。

公募市民委員アンケート集計結果では、審議の中で自身の意見があまり取り入れられなかった（24%）という結果は少々残念な結果であるが、会議の審議内容や市民委員としての参加の意義についてはおおむね良かったとされていることから、全体的には充実した会議であったのではないかとと思われる。

審議会等の市民参加は順調に発展しつつあるが、その他の市民参加に積極的な市民は多いとは言えない。市民参加の方法が市民に定着するには、情報提供や告知の方法等、新たな工夫も必要だろう。

※詳細については第二章に記述。

◎市民協働について（概要）

市民協働事業の件数については、隔年で増減が繰り返される状況であり、1 年ごとの評価は難しいが、ここ数年の平均として考えれば定着している。

しかし、財政的支援交付団体数・参入の機会提供事業件数が年々減少傾向にあり、新たな参入方法の検討等、見直しが必要である。継続事業が固定化しつつあるが、新規事業が少ないのは心配なところである。新規事業の参入を促す改善策を検討する必要がある。

市民協働事業評価アンケートでは、実施団体と行政の自己評価に若干違いを見ることが出来る。全体的に、実施団体の自己評価よりも行政の自己評価のほうがプラスの回答が出ている。この相違は、「話し合いの機会」の項目の評価がともに低かったことに起因しているのではないかと。この状況は過去においても同様であり、今後団体と行政が十分に意見をすりあわせられる機会が求められる。しかし全体的に問題点は少なく、双方が上手に役割分担を把握

して、満足のいく結果を残せたのではないかと。

※詳細については第三章に記述。

◎旧狛江第七小学校跡地利用に関する市民参加手続きの方法提案について

旧狛江第七小学校跡地については、平成 21 年 12 月に策定した「狛江市公共施設再編方針」（以下「再編方針」という）に基づき、特別養護老人ホームの誘致及び自転車撤去保管場所の設置が決定され、また、再編方針策定時には示されていなかった給食センターについても、その後の市の意思決定により同跡地に建設することされた。

市では、再編方針策定にあたり、市民アンケート、シンポジウム、市民委員を含む委員会の設置、ワークショップ及びパブリックコメントといった市民参加手続きを実施し、各検討段階に応じた市民参加と合意形成手法を行ってきたところである。

平成 22 年度に入り実施された校舎解体に係る説明会については、広報紙等で開催の周知が行われず、近隣住民に対するポスティングによる周知のみが行われた。その後、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて跡地利用説明会などが複数回開催されている。

狛江市市民参加方法提案書については、平成 23 年 10 月 13 日付けで 117 人の賛同者署名とともに市に提出され、その後、市民参加手続き提案制度分科会及び審議会において内容が審議され、11 月 2 日付けで審議会から市に対し答申がなされている。答申では、市民参加手続きとして市民ワークショップを実施することが望ましいとされ、当該跡地利用におけるオープンスペースの内容検討にあたり、平成 24 年度からはワークショップが開催されている。

今回、市に提出された市民参加方法提案は、平成 19 年に基本条例が改正されて以降初めての提案であった。提案に至るまでの経緯及び審議の結果については、『市民参加手続きの方法提案』の前例となり、今後この制度を利用する市民にとって注目される事例となるだろう。

【第二章 市民参加の評価】

1. 平成 23 年度の市民参加の実施状況の評価

（１）市民参加手続きの種類

平成 15 年 4 月に施行された基本条例には、市民参加の手続きとして「審議会等への市民委員公募」、「パブリックコメント」、「公聴会」、「その他の市民参加手続き（説明会、フォーラム、シンポジウムなど）」が定められており、また、別に条例を制定したうえで実施できるものとして「市民投票」についても規定がされている。基本条例に定められているこれらの市民参加手続きの他にも「アンケート調査」「市長への手紙」「市長と語る会」「ワークショップ」など様々な市民参加が市では実施されている。

（２）平成 23 年度の市民参加実施状況（全体評価）

平成 23 年度、公募市民委員を設置している審議会等は全体の 87%であり、市民参加の推進が順調に発展している事を裏付けるものと言える。パブリックコメントについても例年以上に実施されており、基本条例が定着しているものと考えられる。

また、平成 23 年度は「旧狛江第七小学校跡地利用」に関し、平成 19 年 4 月の制度導入以降初めて基本条例第 6 条第 2 項に基づく市民参加手続きの方法提案が 117 人の署名とともに提出された。これに関しては昨年度の審議会で議論がなされ、ワークショップによる市民参加が適切である旨の答申を市に提出し、平成 24 年度に入り実際にワークショップが実施されることとなった。制度導入後初めての事例ではあったが、改めて制度導入の意義が明確になった事例である。また、基本条例施行規則第 2 条第 1 項で規定する狛江市民 30 人以上としている署名人数要件については、基本条例改正答申では賛同者数の要件のハードルを下げ、提案しやすくすることが趣旨として盛り込まれていたが、今回の事例では要件を大きく上回る 117 人の署名が集まった。人数要件の考え方については、今後、市で判断すべき事項であるが、いずれにしても今後更なる制度活用について期待し見守っていきたい。

こうした状況を前提とし、以下に平成 23 年度に実際に行われた主な市民参加の実施状況について別紙「平成 23 年度市民参加の実施状況 平成 22 年度との比較・過去の状況」資料を基に個別に評価を行う。

（３）平成 23 年度の市民参加実施状況（個別評価）

ア. 審議会等

（ア）審議会等の実施状況

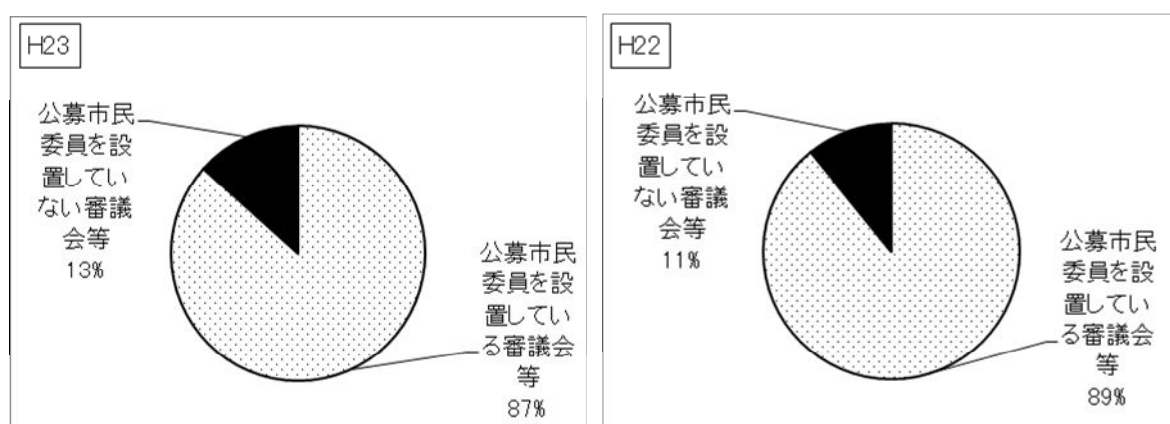
審議会等の件数は 45 件である。審議会等のうち「公募市民委員を設置している審議会等」が 39 件、「設置していない審議会等」が 6 件であった。公募市民委員を設置している審議会等の割合は平成 15 年度以降着実に増加し、平成 21 年度以降は 80%台後半の高い割合で推移

していることから、市民参加の取組は順調に発展し、現状を維持すべき状況に入ったものと考えられる。

「公募市民委員の定数が3人以上の審議会等」が30件（77%）であるのに対して、「実数が3人以上の審議会等は」19件（51%）となっており、定数2人以下の審議会等があることを考慮しても定数に満たない審議会等が多い。審議会等の各担当部署では公募市民委員の定数確保に向け公募の時期や方法の工夫が必要である。なお、昨年度答申では基本条例第9条第1項で現在「公募により選考する」と規定している部分に対し、今後、無作為抽出方式の導入も視野に入れた上で「公募等により選考する」としている。また、公募市民委員が定数に達せず少数である場合、当該審議会等において公募市民委員の発言のし易さに影響がないかなど今後の状況に注意を払う必要がある。

なお、平成23年度は「公募市民委員を設置しない審議会等」が2件増加（地域自立支援協議会及びスポーツ推進委員会）した。いずれも福祉関係者及びスポーツ関係者等により構成され、専門的見地からそれぞれの所掌事項について協議されている会議体であったため問題はないと考える。

< 審議会等の実施状況 >



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公募市民委員を設置している審議会等	61%	65%	66%	67%	79%	74%	88%	89%	87%
公募市民委員を設置していない審議会等	39%	35%	34%	33%	21%	26%	12%	11%	13%

(イ) 公募市民委員の参加状況

45件の審議会等のうち、その構成に公募市民委員が含まれる審議会等は39件であり、委員総定数は401人、公募市民委員総定数は182人（公募市民定数比率は45.3%）である。また、公募市民委員実数は138人（男性85人、女性53人）であり、公募市民委員総定数に占める実数の割合は75.8%である。公募市民委員の定数を持つ審議会等39件のうち、18件で定数が充足され19件で定数が充足されていない（未開催の審議会等2件を除く）。また、上記19件のうち10件では定数に対する充足率が50%以下であった（うち2件はゼロ）。

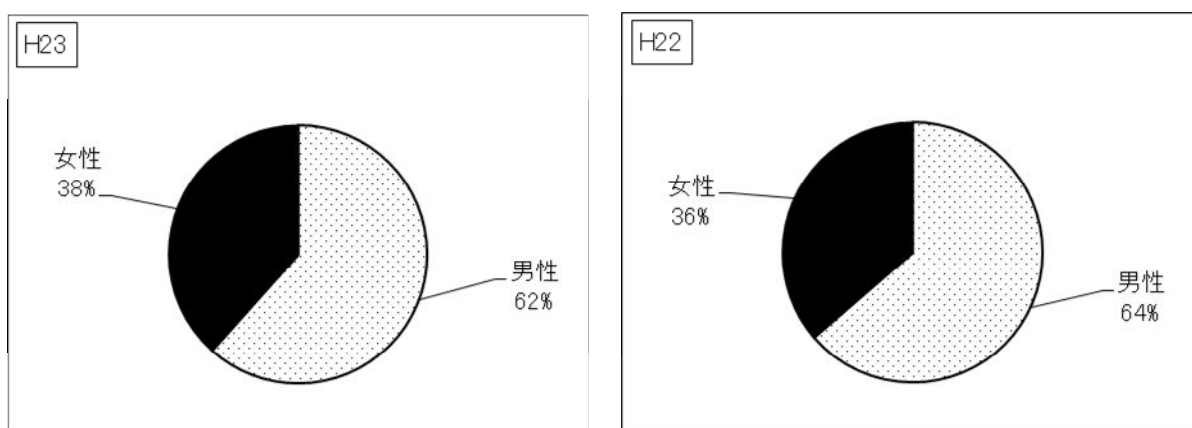
定数を充足していない審議会等では、継続的に公募市民委員の募集を行う必要があり、また、公募市民委員が集まりにくい状況については改善の余地がある。

なお、基本条例改正答申では、この改善策として公募市民委員の応募者数と採用者数を審議会等ごとに公表することを答申している。

(ウ) 公募市民委員男女構成比

公募市民委員 138 人の男女比の割合は、「男性」が 85 人（62%）、「女性」が 53 人（38%）であった。平成 22 年度と比較をした場合、全体人数は等の数増加に比例し増加しているが、男女比率には大きな変化は見られない。これは、平成 15 年度以降も同様の状況である。今後、女性の視点など幅広い意見を求める必要があるものについては女性委員の比率を上げられるよう、公募条件や審議会等の開催時間等、運営方法に工夫が必要である。

<公募市民委員男女構成比>



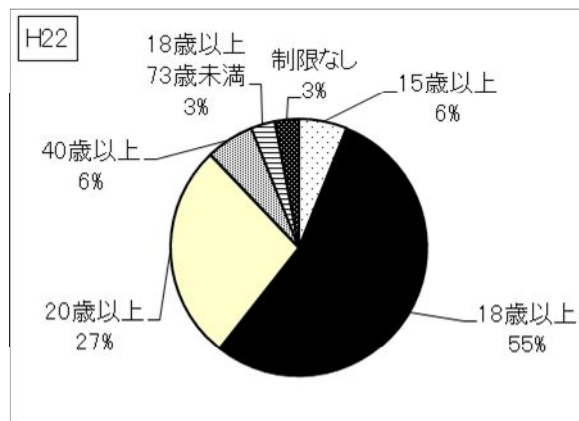
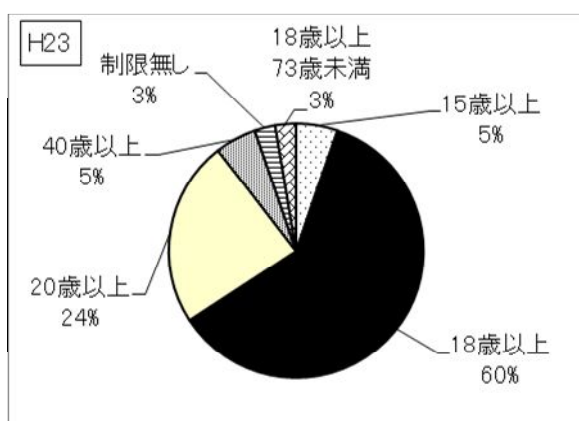
過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
男性	72%	69%	67%	65%	61%	66%	61%	64%	62%
女性	28%	31%	33%	35%	39%	34%	39%	36%	38%

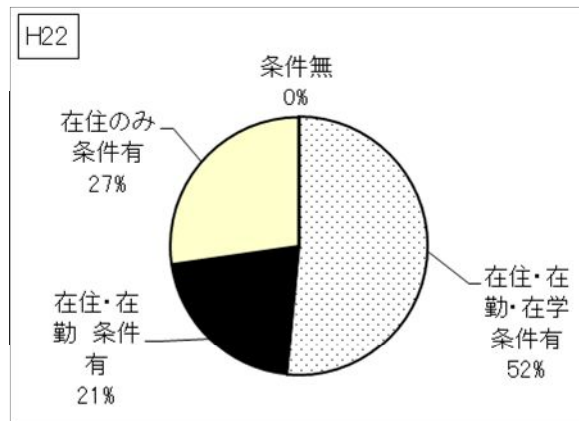
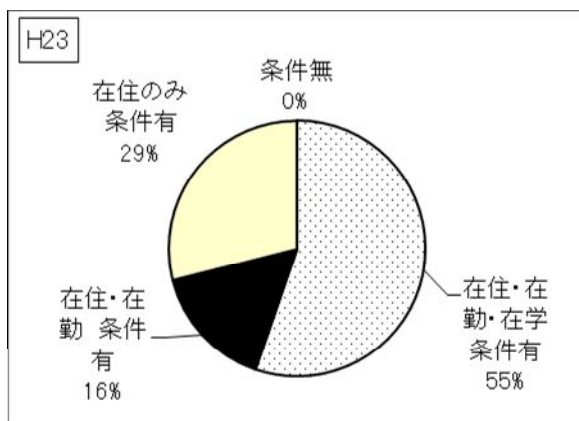
(エ) 公募市民委員の応募条件

公募市民委員の応募条件のうち、年齢を「18 歳以上」としているものは過半数を占め、「20 歳以上」と合わせた比率は 80%を超えている。また、「在住・在勤・在学」を要件とするものも 55%と半数を超えている。いずれも広く市民委員を募集しているものと考えられる。「在住・在勤・在学」の条件無としているものは過去 5 年にわたり 0 件であり、公募市民委員の応募条件については、「18 歳以上」及び「在住・在勤・在学」が共通の要件となっているものと考えられる。現在は一般的ではないが応募について在住等の条件無とするような事例も想定して、広く市民参加の機会を創造することも必要と考える。

<年齢>



<在住><在勤><在学>



過去の状況

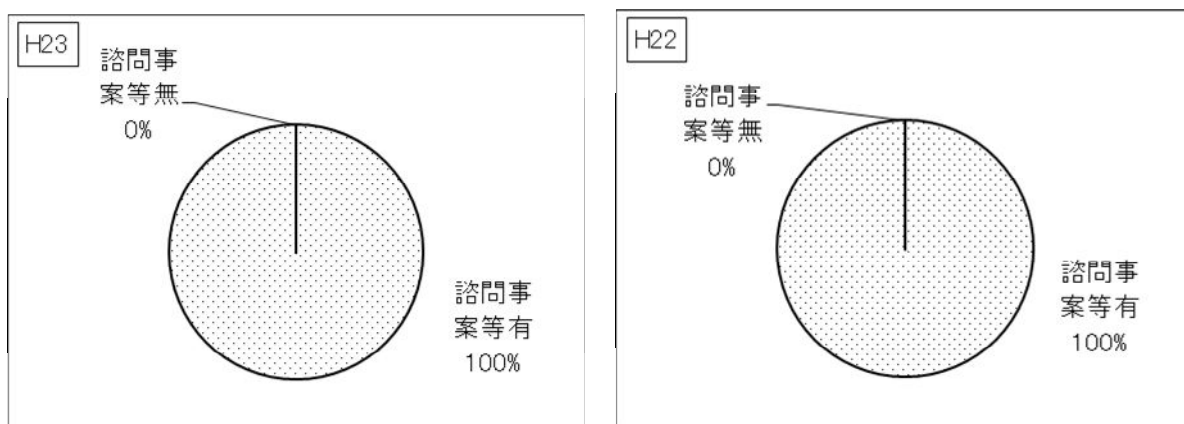
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
在住・在勤・在学条件有	9%	9%	9%	25%	30%	42%	57%	52%	55%
在住・在勤条件有	9%	17%	17%	21%	22%	23%	19%	21%	16%
在住のみ条件有	50%	48%	48%	46%	35%	35%	24%	27%	29%
条件無	32%	26%	26%	8%	13%	0%	0%	0%	0%

(オ) 諮問事案等とその公表の有無

「諮問事案等のある審議会等」は40件であり、「諮問事案等のない審議会等」は前年度と同様0件であった。また、諮問事案等の公表については、「公表有」が26件（65%）、「一部公表できなかった」が3件（7%）、「公表無」が11件（28%）となっている。公表有について平成22年度は16件（47%）であり、平成23年度は18ポイントの増加であった。

諮問事案等の公表状況については、過去5年でも最大で60%台と低迷している。「公表無」の11件の理由には「公表し忘れ」など初歩的なミスもあり、市は担当者だけに任せず組織的にチェックするなどの対応を行う必要がある。諮問事案等がある場合、会議録と併せてこれを公表するなど工夫し、今後の改善を求めたい。

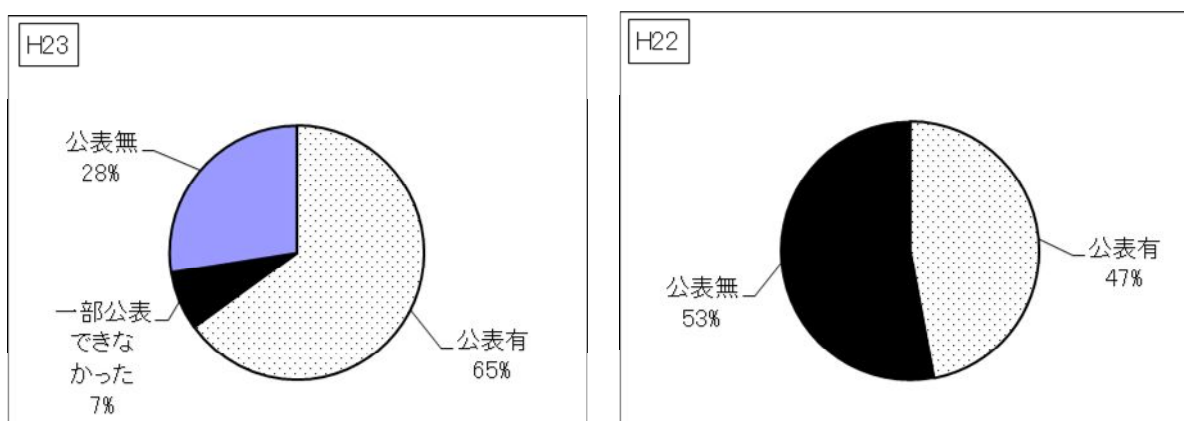
<諮問事案等の有無>



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
諮問事案等有	64%	56%	47%	56%	41%	71%	90%	100%	100%
諮問事案等無	36%	44%	53%	44%	59%	29%	10%	0%	0%

<諮問事案等の公表の有無>



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公表有	48%	42%	56%	70%	33%	60%	66%	47%	65%
一部公表できなかった	—	—	—	—	—	—	—	—	7%
公表無	52%	58%	44%	30%	67%	40%	34%	53%	28%

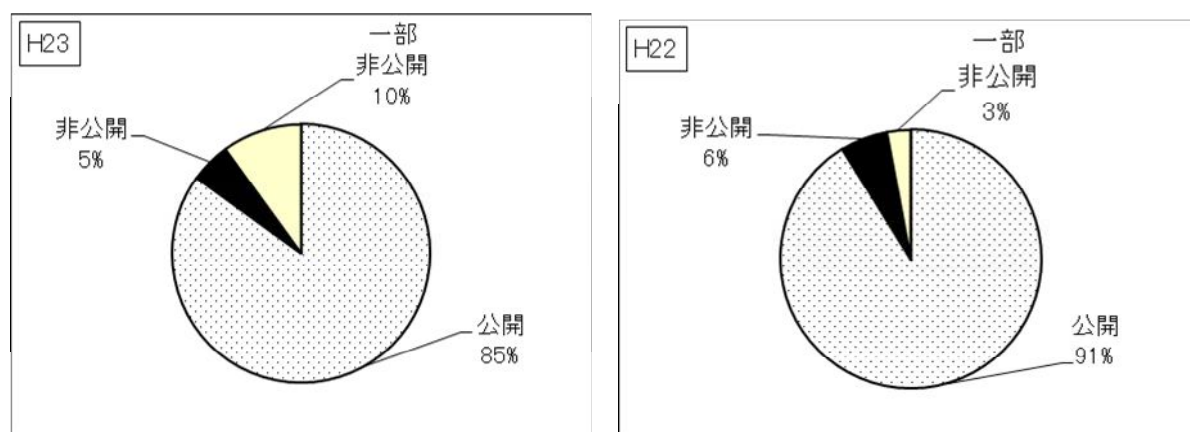
※「一部公表できなかった」については H23 から集計

(カ) 審議会等の公開

審議会等 40 件のうち、「公開」が 34 件（85%）、「非公開」が 2 件（5%）、「一部非公開」が 4 件（10%）であった。平成 22 年度は審議会等 34 件のうち、31 件（91%）が公開されている。

一部又は全部非公開とされた理由は「法人等意思決定に関わるため」、「審査に傍聴者等からの影響を避けるため」といった適切な理由があり、今後も原則公開を徹底していただきたい。

< 審議会等の公開 >



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公開	88%	88%	90%	91%	65%	89%	89%	91%	85%
一部非公開	6%	6%	3%	0%	14%	3%	8%	3%	10%
非公開	6%	6%	7%	9%	7%	8%	3%	6%	5%
公表しなかった	0%	0%	0%	0%	14%	0%	0%	0%	0%

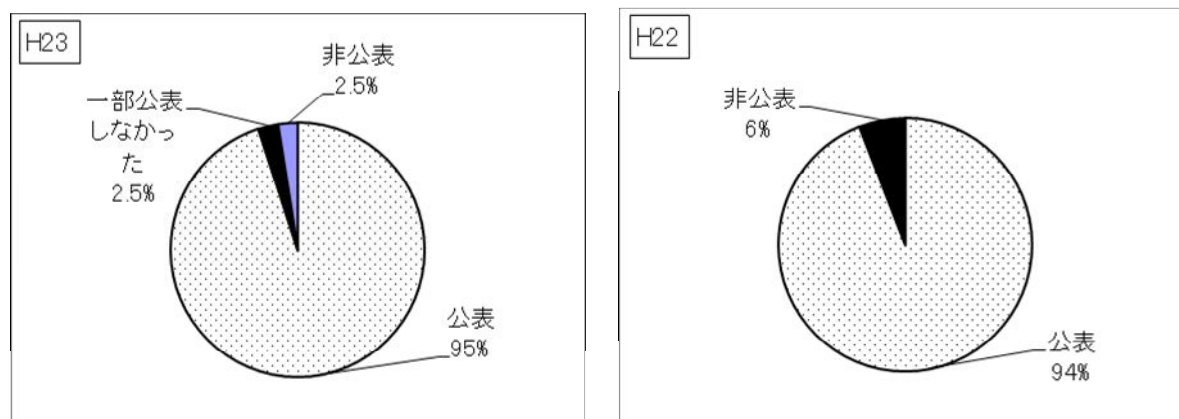
(キ) 会議録の公表と公表時期（4 週間以内の公表）

審議会等 40 件のうち「公表」が 38 件（95%）、「一部非公表」が 1 件（2.5%）、「非公表」が 1 件（2.5%）であった。また、公表時期については、「期間内に公表」が 15 件（38%）、「一部が公表できなかった」が 19 件（49%）、「期間内に公表できなかった」が 5 件（13%）となっている。一部を含め期間内に公表できなかったものが 24 件（62%）であることは、今

後改善が必要である。

基本条例改正答申で「会議録等の4週間以内の公表期限は適当である」としたが、会議録の作成は作業的にも一定の時間と労力を要するものである。審議会等によっては要旨版と全体版を作成し、要旨版を4週間以内に公表するなど、形式や公表方法についての工夫を行っているものも見られる。

<会議録の公表>



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公表	86%	88%	94%	97%	59%	100%	100%	94%	95%
一部非公表	3%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2.5%
非公表	8%	6%	6%	3%	10%	0%	0%	6%	2.5%
公表しなかった	3%	3%	0%	0%	31%	0%	0%	0%	0%

(ク) 委員名簿の公表

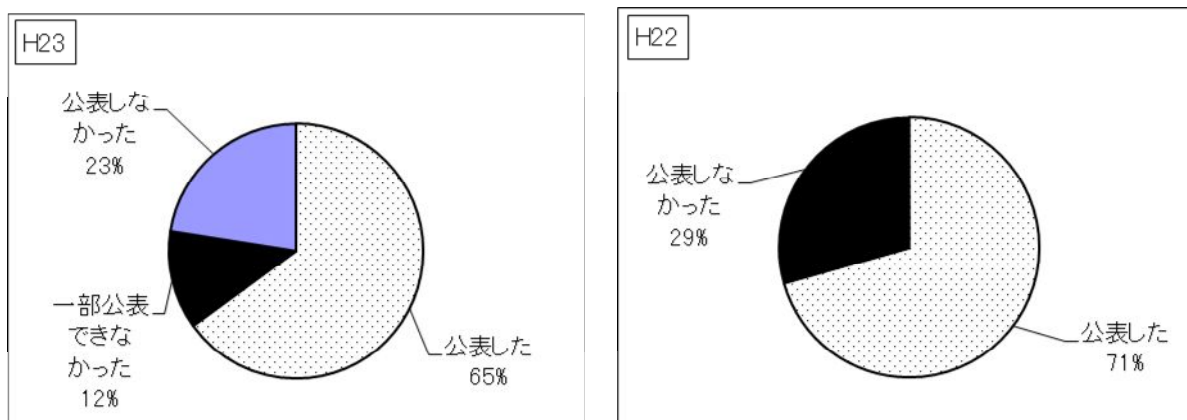
審議会等40件のうち「公表」が27件(67%)であった。基本条例第9条第2項では「審議会等の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書等を公表するものとする。なお、構成員に公募市民委員がない場合はその理由を公表するものとする。」と規定されており、基本条例の遵守が徹底されていないものである。

公表にあたっては、各審議会等で当該年度第1回目の会議開催時に会議録の作成と併せて委員名簿を作成し公表するなど事務処理上のルールを決め、原則として全ての審議会等で公表されるよう今後の状況を引き続き注視していきたい。

(ケ) 審議会等の開催予定の公表

審議会等 40 件のうち「公表」が 26 件（65%）、「一部公表できなかった」が 5 件（12%）、「公表しなかった」が 9 件（23%）であった。前述の（カ）では審議会等の公開が 38 件であったが、開催予定が公表されていなければ傍聴もできず、実質的には非公開と同様である。また、未公表の理由が（オ）と同様「公表し忘れ」など初歩的なミスもあり、市は担当者だけに任せず組織的にチェックする等の対応を行う必要がある。審議会等の開催について年間スケジュール決定時点や会議開催の意思決定時点など事務処理の過程で開催予定を公表しているか確認するなど工夫が求められる。

< 審議会等の開催予定の公表 >



過去の状況

	H19	H20	H21	H22	H23
公表した	52%	68%	77%	71%	65%
一部公表できなかった	—	—	—	—	12%
公表しなかった	48%	32%	23%	29%	23%

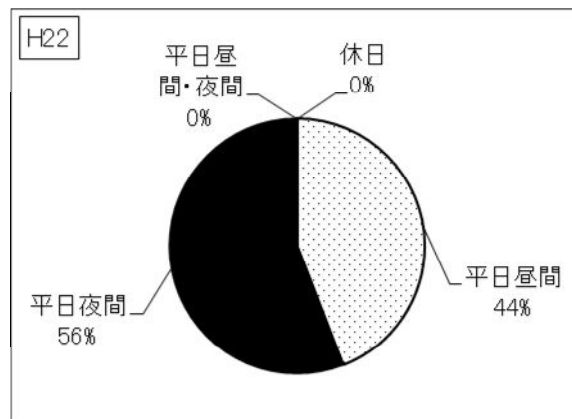
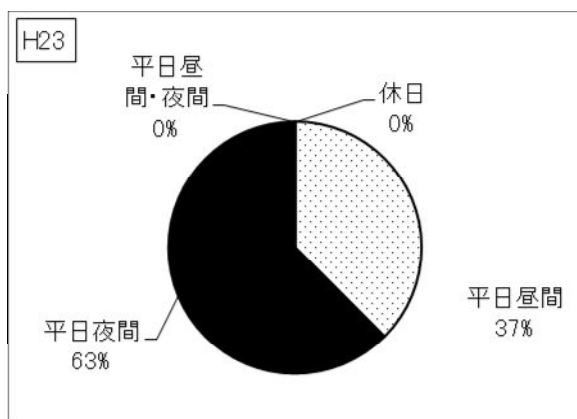
※「一部公表できなかった」については H23 から集計

(コ) 審議会等の開催回数と開催時間

審議会等 40 件のうち、開催回数は「5 回以下」が 23 件（57%）、「6 ～10 回」が 13 件（33%）、「11 回以上」が 4 件（10%）であった。開催時間は「平日夜間」が 25 件（63%）、「平日昼間」が 15 件（37%）であるが、会議出席率のデータはなく適宜時間を設定し開催したものとする。会議出席率のデータも必要と考える。

また、会議の開催時間については、各審議会等ごとに年間を通して平日夜間や平日昼間など統一的に決めて開催していることが多いが、前述の（ウ）では公募市民委員に占める女性委員の比率向上に向けた工夫にも触れており、必要に応じて女性委員に配慮した開催時間の設定等も考えられる。

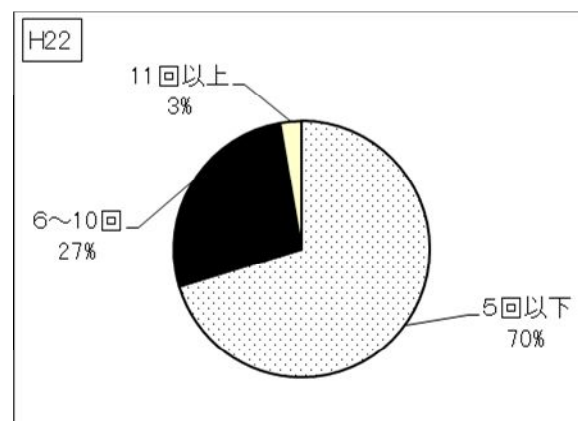
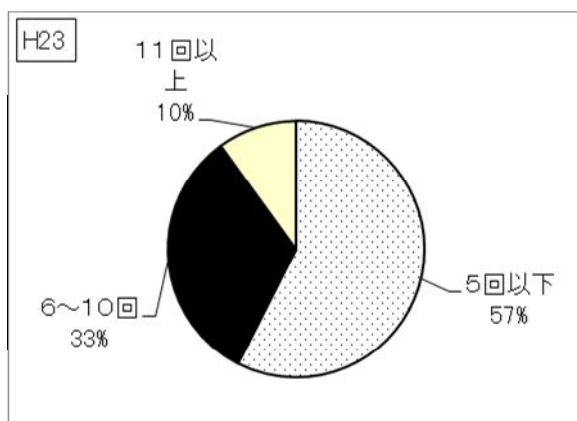
< 審議会等の会議開催時間 >



過去の状況

	H19	H20	H21	H22	H23
平日昼間	48%	51%	41%	44%	37%
平日夜間	45%	46%	56%	56%	63%
平日昼間・夜間	7%	3%	3%	0%	0%
休日	0%	0%	0%	0%	0%

< 会議開催回数 >



過去の状況

	H20	H21	H22	H23
5回以下	72%	60%	70%	57%
6～10回	21%	33%	27%	33%
11回以上	7%	7%	3%	10%
計	0%	0%	0%	0%

イ. パブリックコメント

平成 23 年度に行われたパブリックコメントは 12 件であった。年度により回数は異なるが平成 18 年度以降では最も多く行われた。

パブリックコメントを行う場合、告知方法や告知期間、また意見募集期間についても工夫が必要である。期間については、基本条例改正答申において現状の「2週間以上」を「30日以上」とされている。

なお、意見提出者が0人など少数である場合、そもそもパブリックコメントが適切な市民参加手続きであったのか、他にも選択すべき手続きはないかなど、市の実施機関ごとに考えていただきたい。

<パブリックコメント>

平成 23 年度

	施策名	担当課	意見提出者
1	狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例改正	政策室	1 人
2	狛江市交通安全計画策定	安心安全課	2 人
3	(仮称) 狛江市安心で安全なまちづくり基本条例策定		3 人
4	第3次あいとぴあレインボープラン (狛江市地域福祉計画) 策定	福祉サービス	0 人
5	狛江市障害者計画・障害福祉計画策定	支援室	15 人
6	狛江市福祉基本条例改正		2 人
7	狛江市第5期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定	介護支援課	3 人
8	狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例策定	環境管理課	1 人
9	(仮称) 狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例策定		23 人
10	(仮称) 狛江市環境美化条例策定		59 人
11	狛江市都市計画マスタープラン改定	都市整備課	11 人
12	狛江市スポーツ振興計画策定	社会教育課	2 人

ウ. 公聴会

平成 17 年度以降公聴会の実施なし。

エ. その他の市民参加の手続き（説明会・フォーラム・シンポジウムなど）

(ア) 市民参加手続きの種類と件数

その他の市民参加手続きは 18 件であった。内訳は「市民説明会」が 10 件、「フォーラム」が 2 件、「シンポジウム」が 1 件、「その他」が 5 件（市長への手紙（355 通）、市長と語る会

(64人3日間延べ)、ワークショップ2件(延べ136人、10人)、報告会1件(53人))であり、回数は平成22年度の2倍であった。ここ数年と比較をしても件数は多い。

その他の市民参加手続きは、本章冒頭でも述べたとおり様々なものが考えられる。例えば平成24年度に審議会に取り入れたワールドカフェなども一つの手法であると言えよう。市の実施機関は適切な市民参加手続きを選択することは当然のこと、今後新たな市民参加手続きについての研究等も積極的に行い、市民に一層の関心を持ってもらえるよう努力すべきである。審議会においてもこうした議論を深めていくことが必要であろう。

<手続きの種類・件数>

過去の状況

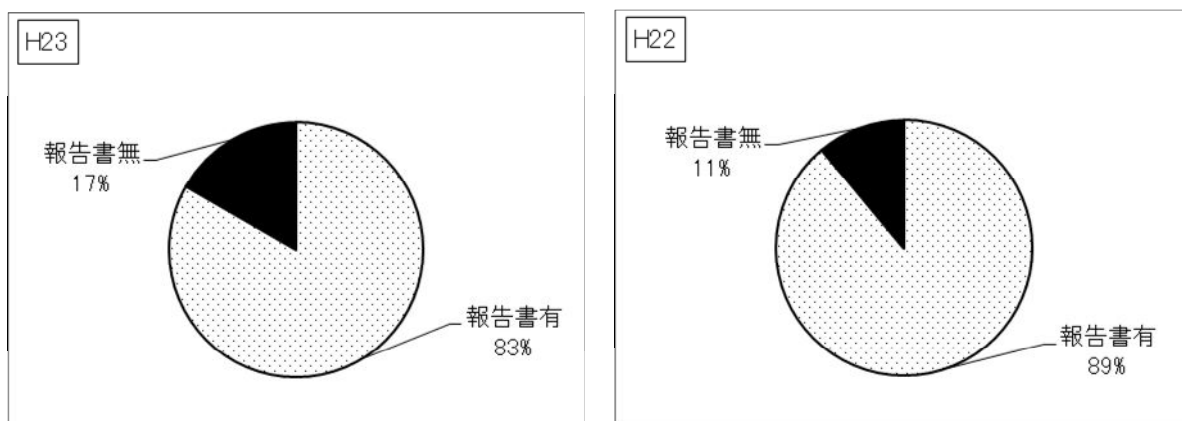
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市民説明会	5件	12件	10件	3件	3件	6件	4件	5件	10件
フォーラム	1件	1件	0件	0件	0件	3件	2件	1件	2件
シンポジウム	1件	1件	1件	1件	2件	0件	0件	0件	1件
その他	8件	2件	2件	3件	4件	4件	3件	3件	5件

(イ) 報告書作成の有無と公表、公表時期(4週間以内の公表)

報告書は18件のうち15件で作成された。情報公開と市民参加は表裏一体の関係にあり、市民参加を推進する上で情報公開は欠かせない要素である。このことについて、市の実施機関は改めて強い認識を持つべきである。

「報告書の公表の時期」については、12件のうち9件(75%)が期間内に公表されていた。

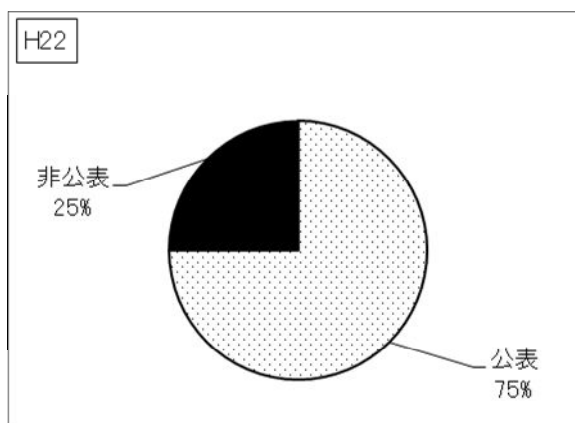
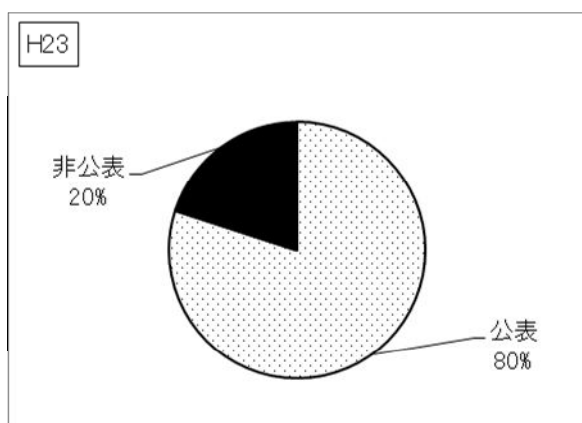
<報告書作成の有無>



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
報告書有	80%	87%	69%	71%	67%	85%	100%	89%	83%
報告書無	20%	13%	31%	29%	33%	15%	0%	11%	17%

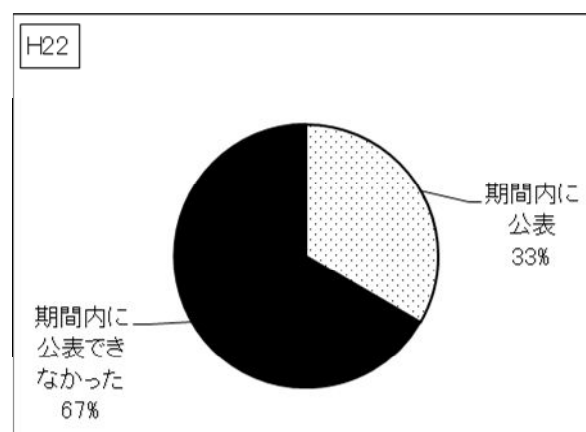
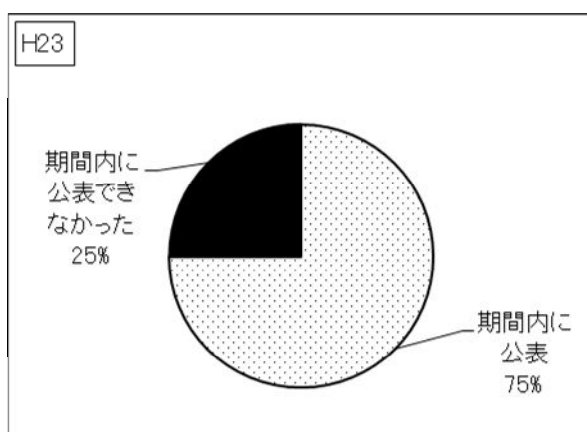
< 報告書の公表 >



過去の状況

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公表	67%	69%	100%	80%	50%	82%	89%	75%	80%
非公表	33%	31%	0%	20%	0%	18%	11%	25%	20%
公表しなかった	0%	0%	0%	0%	50%	0%	0%	0%	0%

< 報告書の公表時期（4週間以内の公表） >



2. 公募市民委員アンケート集計結果について

（送付数 131 通、うち回答 90 通、回答率 68.7%）

公募市民委員アンケートは、前年度に審議会等に公募市民委員として参加した市民を対象として、政策室協働調整担当が実施し、今回で5回目となる。審議会等に対する評価のほか、参加した市民自身が振り返って自己評価する意味合いもあると考えている。

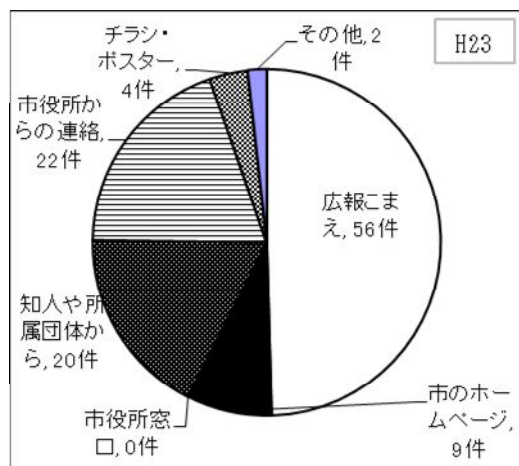
（1）市民委員応募について

委員募集の認知方法では件数が多いものから、「広報こまえ」が 56 件（50%）、「市役所からの連絡」が 22 件（19%）、「知人や所属団体から」が 20 件（18%）の順であった。また、応募動機については、「狛江市のために役立ちたいと思ったから」が 51 件（35%）、「今までの経験が役立つと思ったから」が 45 件（31%）、「審議内容に興味があったから」が 35 件（24%）

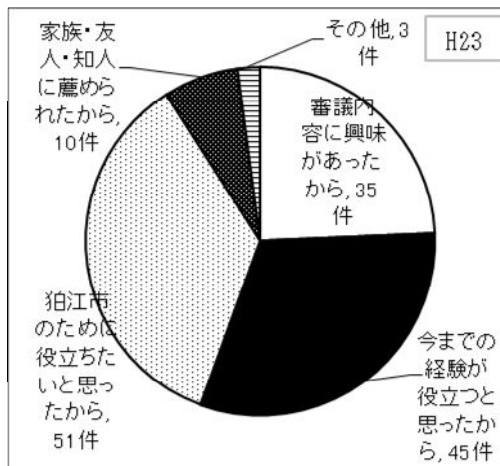
の順であった。応募のきっかけとして各委員が市政に対する前向きな考えのもとに参加されていることが伺える。

今後は若い世代への情報提供を含め、フェイスブックやツイッター等のソーシャルメディアの利用も視野に入れ、更に広い範囲での募集を検討すべきである。

<委員募集の認知方法>



<応募動機>

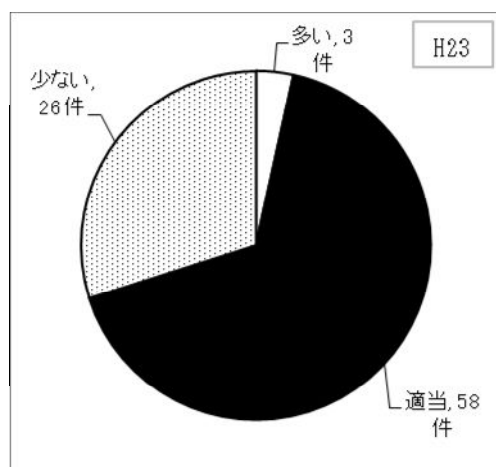


(2) 会議の事務について

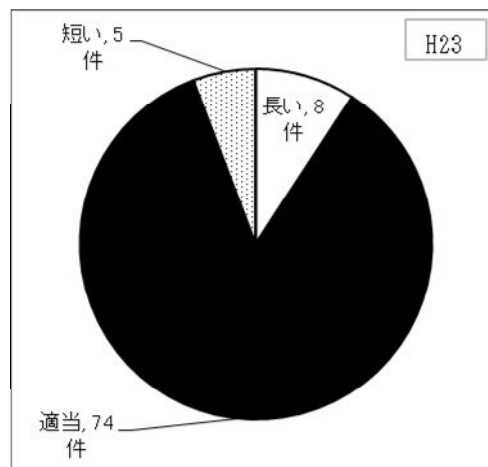
会議の回数は「適当」が58件(67%)、「少ない」が26件(30%)、「多い」が3件(3%)であった。また、会議時間は「適当」が74件(85%)、「長い」が8件(9%)、「短い」が5件(6%)であった。会議回数については少ないという意見が30%あることから、会議によっては更に回数を重ね、内容の濃いものにしたいとの意向もあるだろう。市の事務局は日頃から市民委員とコミュニケーションを深め、こうした意向にも適切に対応できるよう努めるべきである。なお、アンケートに回答していない委員が31.3%いるため会議の回数や時間については一概に評価することは難しい。

報酬については69%が「妥当な金額」と回答しており、次いで「報酬はなくても良い」が19%であることから、市民委員が受領する報酬については現状で問題はないものとする。

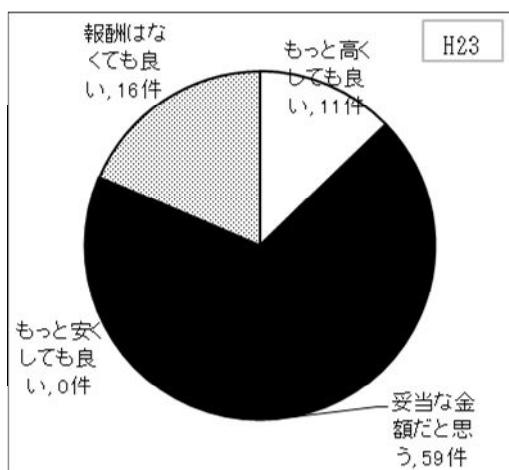
<会議の開催回数>



<1回あたりの会議時間>



<会議の委員報酬>



(3) 会議の中身について

「充実していた」が45件(52%)、「どちらでもない」が22件(25%)、「あまり充実していなかった」が20件(23%)であった。

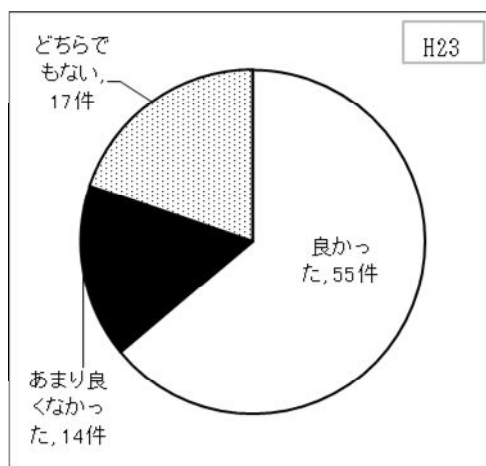
事務局が作成した資料や事務局からの説明については、「良かった」が55件(64%)、「どちらでもない」が17件(20%)、「あまり良くなかった」が14件(16%)であり、ある程度満足の内容であったと推測される。

資料の事前配布については、「事前配布された」が41件(47%)、「当日配布」が33件(38%)であり、事務局の準備不足の状況も伺える。併せて、審議内容の事前レクチャーも70%が「行われていない」との回答でありいずれも改善すべきである。

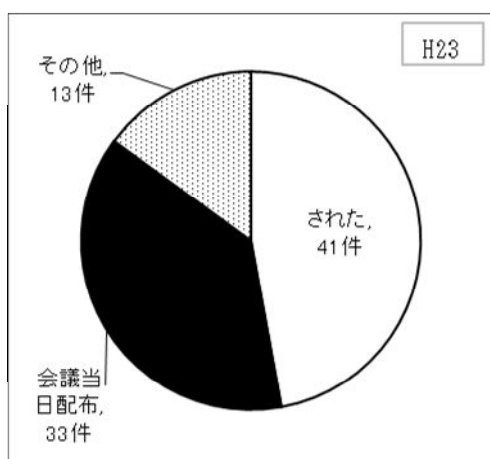
<審議の進め方>



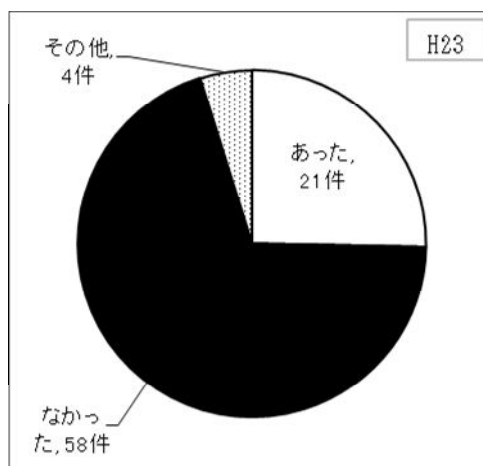
<資料内容や事務局説明>



<資料の事前送付>



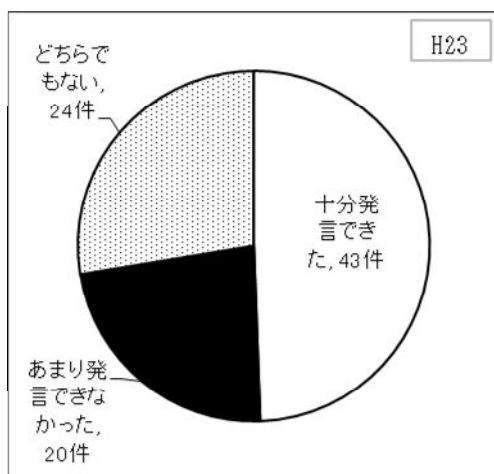
<事務局からの事前レクチャー>



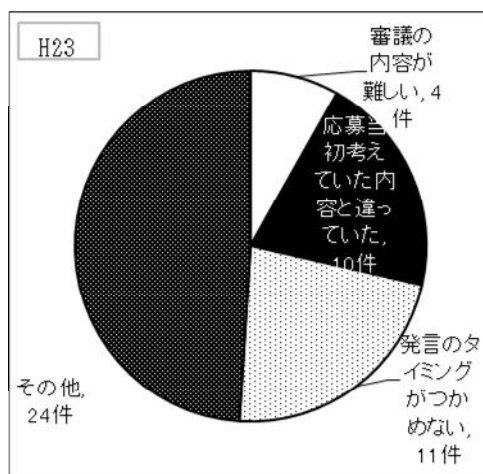
(4) 市民委員の発言等について

「十分に発言できた」が43件(49%)、「どちらでもない」が24件(28%)、「あまり発言できなかった」が20件(23%)であった。ほぼ半数が発言できたとの回答ではあるが、発言のし易い雰囲気づくりや議長をはじめ全体の進行に工夫が必要である。委員の経験不足により発言を控えているケースについては事前レクチャーが効果的ではないか。

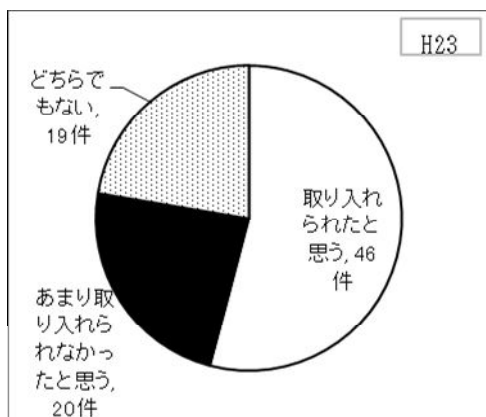
<会議での発言>



<発言できなかった理由>



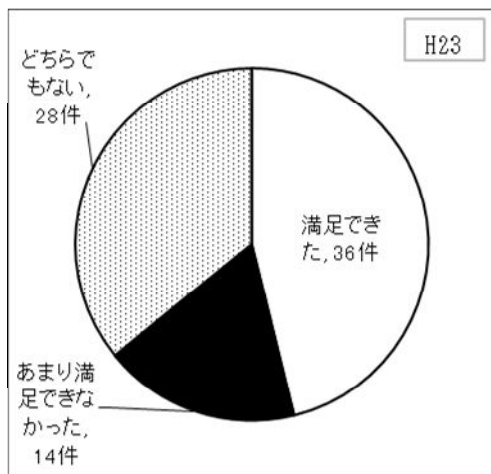
<審議で自身の意見が取り入れられたか>



(5) 会議がまとめた答申（提言・報告）内容について

「満足できた」が 36 件（46%）、「どちらでもない」が 28 件（36%）、「あまり満足できなかった」が 14 件（18%）であった。この結果は、それぞれの担当部署を通じ各審議会等でもしっかりと受け止め、満足できたとの意見が増えるようそれぞれの審議会等で答申等の作成にあたり工夫が求められる。

<答申（提言・報告）内容>



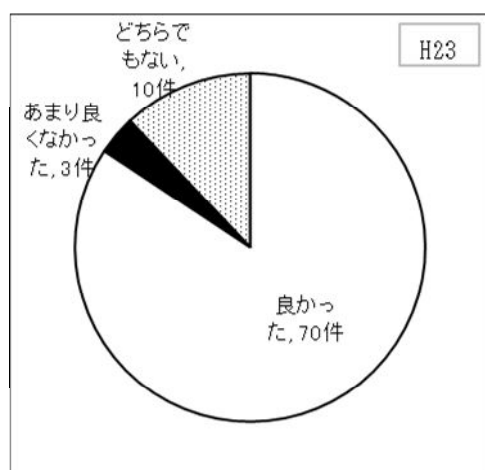
(6) 今後も市民委員として応募するか否かについて

公募市民委員として会議に参加したことについては 70 件（84%）が「良かった」との回答であった。今後の応募については 48 件（54%）が「応募する」との回答であり、「わからない」が 34 件（38%）、「応募しない」が 7 件（8%）であった。次回以降に応募を希望する会議名が多数挙がっていることは参加をした市民委員の意識が更に向上していると考えられ、今後の活発な市民参加につながるものとする。また、「今後、家族・友人に公募市民委員としての市民参加を進めますか？」との問いに対しては、「勧めると思う」が 35 件（42%）、「勧めないと思う」が 9 件（11%）、「わからない」が 40 件（48%）となっている。

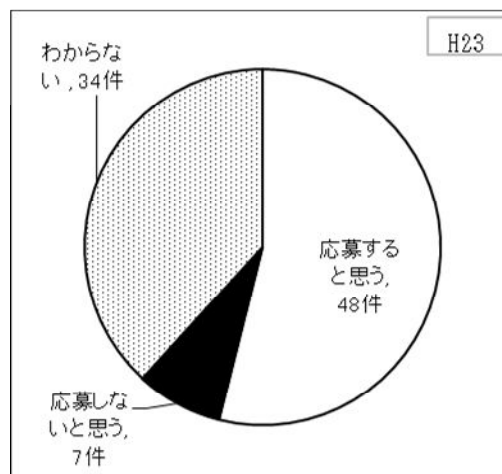
参加した市民には、今後も市政に対する関心を持ち続けていただくことを期待しつつ、市民同士の横の連携により、これまで参加した経験のない市民に対しても、新たに市民委員となってもらえるような方策を考えるべきである。

なお、市民委員の募集にあたっての無作為抽出方式導入については、基本条例改正答申でも記述している。

○公募市民委員として会議に参加して



○今後の応募について



3. 市民参加に係る課題と改善について

狛江市に限った事ではないが、市民参加に積極的な市民はごく少数であり、まだまだ公募方法や若年層への情報提供など課題は多岐にわたると考える。まずは、市民参加の手法や定員数についても、何の為に市民参加が必要なのか、また、参加市民によってどのような変化が必要となるのか、今一度検証が必要と考える。基本条例についても、事務局を担当する市職員がまだまだ理解が十分ではないと思われる箇所も見受けられ、統一したルールの中で市民参加の機会が提供される必要があると感じる。そして、諮問事案等についても、公表方法や公表をしない場合の説明不足があり、開かれた市政とは縁遠いように感じられる。

公募市民アンケートの集計を見ると、公募市民は狛江市のために役立ちたい、経験を役立てたいなど市政の運営に前向きである。このような市民により多く市民参加の機会を提供し、市民一人ひとりが主人公となるようこれからも創意工夫と参加機会の創造に努めて頂きたい。

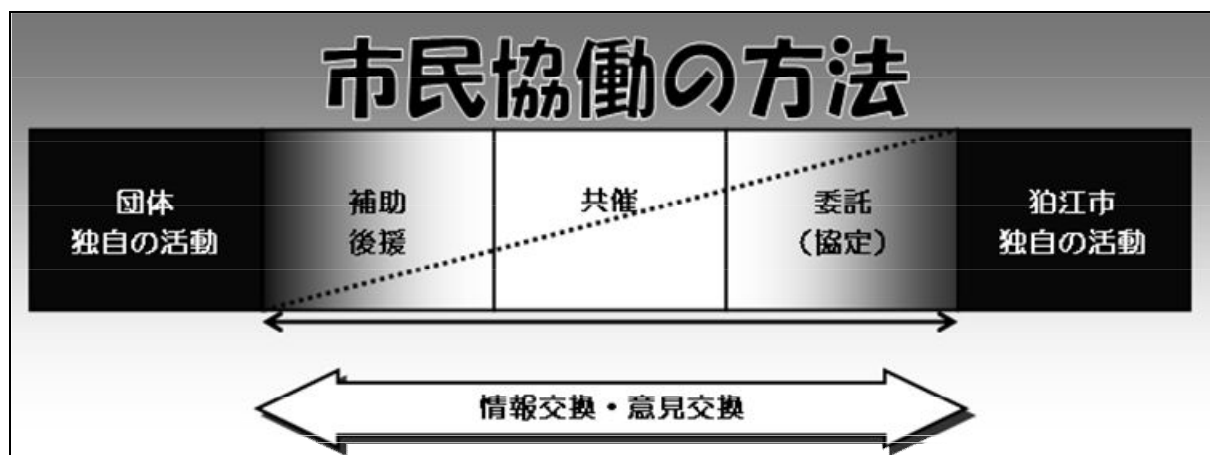
【第三章 市民協働の評価】

1. 平成 23 年度の市民協働実施状況と評価

(1) 市民協働の種類

基本条例に定義される市民協働とは「市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと」である。行政の活動と団体の活動は、それぞれ目的や内容など実に多様ではあるが、これらが共同して行政活動等に取り組む場合、どちらが主体となるか、また、もう一方がどの程度関わるかにより、市民協働は様々なパターンに分類することができる。

これをわかりやすく示しているのが、以下の図である。



(基本条例に係る市作成パンフレットより)

(2) 平成 23 年度の市民協働実施状況（全体評価）

平成 23 年度に行われた市民協働事業について①財政的支援、②参入の機会提供、③共催・後援、④意見交換・情報交換の 4 分野に分けて評価を行った。

市民協働事業の件数は、平成 22 年度と比較して①及び④の分野で増加、③の分野で減少し、全体では 12 件の減少である。

総数の増減は隔年で繰り返されている状況であり、平成 22 年度と比較して平成 23 年度の増減で特に目立ったものは③共催・後援であった。

<市民協働件数の推移>

	21 年度	22 年度	23 年度
① 財政的支援	20 件	21 件	22 件
② 参入の機会提供	39 件	36 件	37 件
③ 共催・後援	158 件	171 件	156 件
④ 意見交換・情報交換	2 件	2 件	3 件
計	219 件	230 件	218 件

また、平成 19 年度から導入された基本条例第 27 条第 2 項に基づく市民協働事業提案制度

では、狛江地域ねこの会と健康支援課（現：健康推進課）の協働事業として『「猫の飼育ガイドライン」の活用と普及』が実施された。なお、狛江地域ねこの会による市民協働提案事業は平成 19 年度の制度導入以降、平成 23 年度まで毎年度提案され継続的に実施されてきた状況である。

（３）平成 23 年度の市民協働実施状況（個別評価）

ア．財政的支援

財政的支援の総数は 22 件であった。「補助金事業」1 件増加の内訳は、新規事業 2 件（「狛江市観光協会組織基盤強化補助金」及び「総合型地域スポーツクラブ育成支援補助金」）、廃止事業 1 件（「地区消防隊運営費補助金」）、名称変更が 1 件である。

事業分野ごとに見ると、個別の件数や交付額に変動はあるものの「保健・医療・福祉分野」が全体の 9 割を占めている状況は変わらない。交付総額としては、前年度と比べて 7,105,575 円増加した。このうち「保健・医療・福祉」分野で 8,204,338 円増加、「学術・文化・芸術・スポーツ」分野で 516,280 円増加している一方、「災害救援」分野で 1,190,000 円減少、「まちづくり」分野で 429,144 円減少などに大きな変化が見られる。

＜事業分野別件数と交付額の推移＞

分野	21 年度		22 年度		23 年度	
	件数	交付額（円）	件数	交付額（円）	件数	交付額（円）
保健・医療・福祉	5	68,846,908	5	67,268,583	5	75,472,921
まちづくり	3	2,911,074	3	3,604,838	4	3,175,694
学術・文化・ 芸術・スポーツ	3	719,847	3	719,387	5	1,235,667
環境保全	1	270,000	1	270,000	1	270,000
災害救援	3	1,823,000	4	1,853,000	3	663,000
地域安全	4	2,506,386	4	2,480,780	3	2,666,680
国際交流	1	380,000	1	380,000	1	198,601
計	20	77,457,215	21	76,576,588	22	83,682,163

財政的支援交付団体数は 94 団体であり前年度 107 団体から 13 団体の減少となった。平成 19 年度の 126 団体をピークに減少傾向にあるため、新たな参入方法の検討も含めてその原因を見極めることも必要である。

<財政的支援交付団体数の推移>

	21 年度	22 年度	23 年度
補助金	104 団体	107 団体	94 団体

なお、財政的支援 22 件の中で 1 件として扱われている「新しい風補助金事業」は、平成 16 年度からスタートした市民団体の先駆的かつ特色のある事業活動に対する補助制度であるが、平成 23 年度は「こまえチャイルドライン」、「石井家住宅を記録にとどめる会」、「狛江・まちづくり市民会議」、「狛江市地域ダイグループ事業連絡協議会」、「泉の森友の会」及び「狛江にプレーパークをつくる会」の 6 団体に交付され、それぞれ狛江市の文化振興や子育て支援などの分野で成果が見られている。このうち、「狛江にプレーパークをつくる会」については、平成 23 年度中に基本条例第 27 条第 2 項に基づく市民協働提案事業としての提案を行い、審議会において審査及び答申を行った。その結果、平成 24 年度には定常的なプレーパーク設置の実現可能性について実践をととした調査及び研究について、市との協働事業に取り組んでいる。

イ. 参入の機会提供

参入の機会提供の総数は 37 件である。「委託事業」、「協定事業」及び「その他事業」とともに、ここ数年大きな変化は見られない。

<参入の機会提供事業件数の推移>

	21 年度	22 年度	23 年度
委託	29 件	25 件	27 件
協定	9 件	10 件	9 件
その他	1 件	1 件	1 件
計	39 件	36 件	37 件

参入の機会提供団体数は、総数で前年度と比較し 7 団体減少となり 53 団体である。これは、過去 5 年間で最低である。項目別では、「委託事業」で 4 団体、「協定事業」で 3 団体の減少。分野別事業件数及び支出額について「まちづくり」、「学術・文化・芸術・スポーツ」、「環境保全」分野の件数が前年度より増加している。支出額については、上記 3 分野で多くの割合を占めている。

<参入の機会提供団体数の推移>

	21 年度	22 年度	23 年度
委託	36 団体	34 団体	30 団体
協定	23 団体	25 団体	22 団体
その他	1 団体	1 団体	1 団体
計	60 団体	60 団体	53 団体

なお、参入の機会提供 37 件の中で委託事業の 1 件として扱われている「市民まつり」は、多くの市民が参画する実行委員会組織で活動を行っている。平成 23 年度の来場者数は 69,000 人を数え、東日本大震災の復興支援の一環として募金や義援金活動を行い、また、宮城県石巻市や宮城県女川町の物産販売を行うなど、社会的にも意義のある大きな市民行事として定着している。

同じく 1 件としてカウントされている「いべんと西河原」は、公民館利用団体等により組織される実行委員会への委託事業として実施され、平成 23 年度には第 23 回を数え、延べ 73 団体・10,900 人の参加者があり、こちらも市民を主体とした企画・運営が定着してきていると言える。

ウ. 共催・後援

共催・後援の総数は 156 件であり前年度と比べて 15 件減少であった。内訳は共催が 1 件の増加、後援が 16 件減少であり、事業形態では大会と教室の減少が目立つ。

<共催・後援件数の推移>

	21 年度	22 年度	23 年度
共催	21 件	32 件	33 件
後援	137 件	139 件	123 件
計	158 件	171 件	156 件

エ. 意見交換・情報交換

意見交換・情報交換の総数は 3 件であり、ワークショップ実施により 1 件増加であった。

<意見交換・情報交換件数の推移>

	21 年度	22 年度	23 年度
意見交換	0 件	0 件	0 件
ワークショップ	0 件	0 件	1 件
シンポジウム	0 件	0 件	0 件
懇親会	2 件	2 件	2 件
その他	0 件	0 件	0 件
計	2 件	2 件	3 件

オ. 市民協働提案事業

基本条例第 27 条第 2 項に基づき提案及び実施された本事業は、例年 7 月に次年度に向けた市民協働事業提案審査と併せて前年度事業報告を行っているが、平成 24 年度は次年度に向けた提案がなされなかったため、10 月 27 日（土）に開催された参加と協働市民フォーラムの中で平成 23 年度事業活動報告が行われた。

報告では、狛江地域ねこの会と健康支援課（現：健康推進課）の協働事業である『猫の飼

育ガイドライン』の活用と普及」について、団体と行政のそれぞれの担当者が当該年度の実施内容等の説明を行い、質疑応答も行われた。事業内容について、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術（計 67 匹／年）やにゃんにゃんセミナーの開催（出席者数 25 名）等の地道な活動が行われ、特に平成 23 年度からは活動報告書を町会や自治会に配布するなどし、地域とのつながりの確保や情報発信に努めた点は評価できるものである。

2. 市民協働事業評価アンケート集計結果について

（1）アンケートの概要

市民協働事業評価アンケートは、政策室協働調整担当が協働事業を実施する市民公益活動団体と市役所各担当部署それぞれに自己評価となるアンケートを行い、これにより事業実施に関わる相互が理解を深め、対等な関係を構築・維持し、また、双方の協働能力の向上を図ることを目的として実施しているものである。

内容については、以下の 10 項目について 4 段階での自己評価することとしている。また、アンケート実施後には、市民公益活動団体と市担当課がそれぞれのアンケート結果を確認しながら意見交換を行う場を設けている。

<10 項目の内容>

1	協働事業についての明確・具体的な目標を、両方で共有されていたと思いますか。
2	単独実施ではなく協働で行うことについての意義やメリットについて、お互いに共通認識していたと思いますか。
3	事前に役割分担は明確かつ適正に定められていましたか。
4	それぞれの役割をそれぞれが適切に遂行できたと思いますか。
5	事業実施中に意見交換や情報交換を十分に行うことができましたか。
6	事業実施中に発生した問題や修正すべき点に対し、連携して柔軟に対応できましたか。
7	目標に対する達成感について、実感を共有できたと思いますか。
8	協働事業として実施して、単独実施あるいは他の手法と比べて効果が上がったと思いますか。
9	事業終了後に事業を振り返り、次回に活かすための話し合いの場を設け、十分に話し合うことができましたか。
10	今回の協働事業が市民に対して効果があったと思いますか。

<4 段階の評価>

「1：まったくできなかった」、「2：良くできなかった」・・・マイナス評価

「3：良くできた」、「4：大変良くできた」・・・プラス評価

（2）アンケートの結果と今後の課題

本アンケートは毎年度同一事業に対し実施しているものではないため、経年の状況を比較することは出来ないが、全般的に団体と行政の双方で前年度と比較しプラス評価が増えている。これは毎年度のアンケート結果とそれに対する評価が、各団体にフィードバックされた

成果であり、団体と行政とのパートナーシップが深まってきた結果であると考えたい。

アンケート結果で団体、行政ともに高い評価を得たのは、「2. メリットの共有」及び「10. 市民への効果」であった。また、ともに低い評価を得たのは、「9. 話し合いの機会」であった。この結果は、過去の評価でも同様の傾向にある。全体的に、各項目において団体の評価よりも行政の評価の方がプラス寄りの回答が目立つ傾向であった。

< 質問項目別回答（平均） >

質問	行政の評価平均	評価課数	団体の評価平均	評価団体数
1	3.25	12	3.41	12
2	3.5	12	3.54	11
3	3.5	12	3.0	12
4	3.33	12	3.33	12
5	3.41	12	3.08	12
6	3.09	11	3.22	9
7	3.33	12	3.33	12
8	3.33	12	3.41	12
9	2.75	12	2.75	12
10	3.83	12	3.45	11

3. 市民協働に係る課題と改善について

平成23年度の市民協働事業の総件数は217件であり前年度と比較し13件の減少となった。件数の減は本章冒頭でも述べている共催・後援事業の15件減が大きく影響しているものと思われる。総件数については各年ごとに増減しており、市民協働については横ばいの状況であると考えられる。

市民協働を推進させるには、地域で行われている個人や団体などの様々な活動の活性化を図り、地域の課題には地域で取り組むといった考えを広めていくことが重要である。併せて市民協働に関する積極的な情報提供や現行制度の見直しも継続的に行う必要がある。

市は基本条例を市民協働の根幹としつつも、市民に対してはより分かりやすい言葉で、あらためて市民協働について説明する必要があるのではないだろうか。また、新しい風補助金や市民協働提案制度などの作成書類や手続きについてもより簡素化するなど、様々な主体が気軽に行政と協働できるような環境整備に向けた努力が必要である。

なお、基本条例改正答申では市民協働に関して、財政的支援の義務規定化と新たな市民協働提案事業の検討が答申されている。

【第四章 市民参加と市民協働の推進に向けて】

1. 平成 23 年度の市民参加と市民協働について（まとめ）

（１）市民参加と市民協働の現状

平成 23 年度は、パブリックコメントの実施回数が平成 18 年度以降で最多であるなど、市民参加の機会が多くあったものの、参加人数や提出意見数を見ると、市民の意見が十分に反映されているとは言えない。また、公募市民アンケートを見ても、経験豊富な市民の貴重な意見を十分活用するには至っていない。市の実施機関は市民参加の手続の実施自体が目的となっており、市民からより多くの意見を集約して行政の政策形成過程へ反映させるという本来の目的が損なわれていないだろうか。

また、市民協働件数は前年度から大きく減少しており、市民協働事業提案制度についても先細りの感が否めない。

こうした状況から、市には市民参加と市民協働の推進に向けて、見直すべき部分が多く残されているものと言える。

（２）総合的評価における新たな着眼点

今年度の総合的評価では、市民参加の評価として、これまで経年の増減比較により評価していたものを、一定の割合（到達点）を越えて維持されているものについて、今後も維持すべきとするなど、新たな評価の着眼点を取り入れた。また、審議会等における委員総数に占める公募市民委員の割合や公募市民委員の充足率についても取り上げたところである。

2. 今後の課題と改善提案について

（１）今後の課題

課題については、これまでの総合的評価や基本条例改正答申においても、その都度提言を行ってきた。平成 24 年度は基本条例の一部改正も予定されていることから、これまで出された課題への具体的な取組として結実するものもあると考えられる。

以下に、新たな課題と過去に示した課題の一部を再掲し、今後の市民参加と市民協働の推進に向け特に取り上げるべき課題として提示したい。

ア 市民参加の推進

- （ア）分かり易い市民参加の仕組みへの工夫
- （イ）無作為抽出方式の積極的活用
- （ウ）市民委員参加マニュアルの作成
- （エ）市民参加に関する事前告知と事後公表の早期化
- （オ）市民参加による事業等の事後評価の推進
- （カ）参加した市民への最終結果等の行政への反映の報告
- （キ）パブリックコメント等の見直し

イ 協働事業の推進

- (ア) 分かり易い協働の仕組みへの工夫
- (イ) 既存業務の抜本的な見直しによる参入の機会提供の拡充
- (ウ) 協働実施事業の協働型評価の実施
- (エ) 協働における行政と市民団体の対話と相互理解の促進
- (オ) 事業実施前・実施段階・実施後の意見交換の習慣化

ウ 市民に親しみやすい情報発信と広報の工夫

- (ア) 新聞折り込み方式の検討
- (イ) 各種マニュアルの見直し
- (ウ) 市民が行う市民参加・市民協働の具体的な姿を周知する広報の工夫

エ 評価の方法について再検討

- (ア) 市民の様々な活動の積極的な紹介に繋がる実施状況の評価方法の検討
- (イ) 指標設定による絶対評価の導入

(2) 課題解決に向けた改善提案

上記に掲げた課題の解決に向け、審議会として以下の改善提案を行う。なお、この改善提案は、今後の市民参加と市民協働の推進に向け、望ましい取組の方向性を示すものであり、市にはこれを中期的な目標として捉えていただき、取組の検討等を行ってほしい。

ア. 目指すべき到達点の指標設定

市民参加と市民協働を推進し、また、評価するためにも目指すべき到達点を指標として示すべきである。指標を設定し、その実現に向けてより積極的な取組や様々な工夫を行うことで、市民をはじめ、行政の担当者の達成感やモチベーションが高まることが期待される。

なお、行財政事情はもちろん、市民ニーズや社会情勢の変化により目標値を見直すことは必要である。

イ. 総合的評価の早期の答申

総合的評価の答申後、市がこれを早期に行政事務等に反映させることが市民参加と市民協働の推進につながると考える。そのため、総合的評価についても早期に答申する必要がある。総合的評価の事務局となる政策室協働調整担当のほか、市の実施機関の各部署の負担を増やすことなく、半年以内の答申を目指して行きたい。

ウ. 総合的評価に関連するアンケートの対象の拡大と結果の活用

公募市民委員を対象としたアンケートについては、学識や有識委員、また事務局担当職員にも対象を拡大することで、公募市民委員の意見や感想が適正なものであるかが確認できると考える。

市民協働事業評価アンケートについては、アンケート対象事業数を拡大することで、そこから読み取れる状況や自由記述欄など、より多くの情報を集約することができると考える。

なお、各アンケートの対象の拡大に伴う事務量の増加等に鑑み、継続的な実施ではなく、平成 25 年度に限って対象の拡大を行うべきと考える。

また、アンケート結果の活用として、アンケートを行った審議会等や市民協働事業の実施団体等に限らず、広く結果を資料として公表し活用を図っていただきたい。

3. 今後の推進に向けて

この 10 年間で、市は基本条例を柱として市民参加と市民協働の推進に先進的に取り組み、一定の成果を挙げて来た。

今後も市と市民が相互に信頼を築き、一体となってよりよいまちづくりに取り組むには、これまでの成果を踏まえ、一層の市民参加と市民協働の推進に努める必要がある。

市に対しては、今後、市政運営において総合的評価で示した課題や提案等に取り組むとともに、より多くの市民が市政に関心を持ち、自発的に関わるができる環境づくりに努めることで、「よりよい狛江市」が創出されることを願って、市民参加と市民協働の実施状況（平成 23 年度）に関する総合的評価の答申としたい。